

(参考例)

支援給付を受けているみなさまへ

平成25年8月から 支援給付の額が見直されます

○ 支援給付は、法律(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」)により、中国残留邦人、樺太残留邦人の方々の置かれた特別の事情にかんがみ、①まずは老齢基礎年金を満額支給する措置を行い、②加えて、その年金収入を補う給付を行うという考え方で、生活保護の基準(国が地域ごとに定めた「生活費の基準」)の例により実施しています。

○ 上記の「生活費の基準」は、8月に見直されます。

○ 平成25年8月から、みなさまが受ける支援給付の額は、見直し後の「生活費の基準」を用いて算定されます。

○ なお、支援給付制度の独自の取扱い(ご本人の老齢基礎年金については、満額相当額まで収入として認定されない等)について変更はありません。

○ 実施にあたっては、今後も中国残留邦人、樺太残留邦人の方々の特別な事情に配慮して懇切丁寧に行います。

○ 支援給付を受けているみなさまには、「生活費の基準」の見直しに基づいて、実施機関において、みなさまごとに支援給付の額を算定した上で、見直し後の支援給付の額をお知らせする予定です。
(くわしいことは支援給付の実施機関及び支援・相談員におたずねください。)

平成25年 月

○○福祉事務所

住 所:

電話番号:

担 当:

致：领取支援给付者各位

将于2013年（平成25年）8月 修改支援给付额

○ 支援给付根据法律（“有关促进遗华日本人等顺利回国及支援回国定居后自立的法律”），鉴于遗华日本人与遗桦太日本人所处的特殊情况，采取首先支付满额老龄基础年金，然后再补充年金收入的方针，按照国家所规定各地区“生活费基准”上的生活保护基准进行实施。

○ 对上述“生活费基准”，政府将于8月份进行修改。

○ 从2013年(平成25年)8月以后，支援给付额将根据修改后的“生活费基准”计算。

○ 另外，支援给付制度特别的运用（比如不将满额老龄基础年金作为收入认定等）并没有修改。

○ 今后也将考虑到遗华日本人、遗桦太日本人各位的特殊情况，殷勤相应地实施支援给付制度。

○ 有关新的支援给付额，将由实施机关根据修改后的“生活费基准”重新计算后，再通知各位。

（详情请向支援给付实施机关或支援咨询员咨询。）

○○福祉事务所

地 址：

电 话：

负责人：

2013(平成25)年 月